

一般社団法人日本ボッチャ協会  
利益相反規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「本協会」という。）が定款に定める目的を達成するため、その役職員等の利益相反を適切に管理（以下「利益相反マネジメント」という。）するために必要な事項を定め、適正かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 「本事業」とは、本協会が、その定款に定められた目的を達成するために行う以下の事業をいう。

- (1) 国内のボッチャ大会等の開催に関する事業
- (2) ボッチャの普及、振興及び指導のための研修会、講習会等の開催に関する事業
- (3) ボッチャ競技選手の強化、育成、国際派遣等に関する事業
- (4) ボッチャについての技術向上、用具開発等の科学的支援に関する事業
- (5) ボッチャについての情報の収集提供等に関する事業
- (6) その他本協会の目的達成に必要な事項に関する事業

2 「役職員等」とは、本協会の理事及び監事をいう。

3 「利益相反」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 役職員等としての地位と、当該役職員等の得る利益との間に社会通念上の関連性があり、当該役職員等が当該利益を得ることによって、本協会に対する社会的信頼を害する危険のある行為
- (2) 役職員等としての地位に基づく責任又は義務の内容と、当該役職員等の本協会以外の活動における責務の内容とが相反している関係にあり、当該役職員等が本協会以外の活動における責務を行うことによって、本協会に対する社会的信頼を害する危険のある行為

(利益相反取引該当性)

第3条 本協会は、本協会が本事業に関して行う取引であって、以下に掲げる全ての事項に該当する取引を、「利益相反に該当する可能性のある取引」として、コンプライアンス委員会の下に設置する利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の審議対象とする。ただし、役職員等が当該取引に関与せず、取引の相手方の選定及び取引内容の決定に影響を及ぼすおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 本協会が契約当事者となる取引
- (2) 別途定める金額を超える対価を伴う物品の売買又は役務の提供に関する取引
- (3) 役職員等、その配偶者若しくは同居の親族が、次の①ないし③のいずれかに該当する取引又は役職員等が現在若しくは過去に所属したことのある会社若しくは団体が次の①に該当する取引
  - ①取引の相手方
  - ②取引の相手方の役員（会社にあつては取締役又は執行役、その他の法人にあつては理事）
  - ③取引の相手方の株式又は持分の20%以上を保有する者

(利益相反マネジメント専門委員会)

第4条 利益相反マネジメントに関する事項については、委員会において審議する。

2 委員会に関する必要な事項は、本規程のほか理事会で定める。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反の該当性に関する事項
- (2) 利益相反に係る調査及び審査に関する事項
- (3) 利益相反の許容に関する事項
- (4) 利益相反により本協会の被る損害を抑えるための施策に関する事項
- (5) 本規定に関する事項
- (6) その他利益相反に関する重要事項

(組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) コンプライアンス委員長
- (2) コンプライアンス委員 2名以上
- (3) コンプライアンス委員長が指名する有識者 若干名

(任期)

第7条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故等があり、委員会を招集できないときは、委員長において予め指名した委員がその職務を代行する。委員長が予め指名した委員がないときは、委員の互選によって決定された委員がその職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会の審議及び決議は、委員の過半数の出席によりこれを行う。

2 委員は、自己の利益相反に係る議事に加わることはできない。

3 利益相反に該当する可能性のある取引を許容する決議は、出席委員のうち前項の委員を除く委員（以下「議決権を行使できる委員」という。）の過半数の賛成をもって決する。ただし、賛否同数の場合、議長がこれを決する。

4 第13条第1項所定の特に重要な契約を許容する決議は、議決権を行使できる委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(自己申告書等)

第11条 役職員等は、第3条に記載の取引を行おうとする場合、事前に利益相反に関する自己申告書（以下「自己申告書」という。）を委員会に提出するものとする。

2 前項のほか、委員会は、対象者及び提出時期を定めて自己申告書の提出を求めることができる。

3 前2項の自己申告書の様式は、委員会において定める。

(自己申告に関する審議手続)

第12条 委員会は、前条の自己申告書に基づき、役職員等の利益相反に関して本協会として許容できるか否かについて審議し、その結果を当該役職員等に通知するとともに、代表理事に報告するものとする。

2 代表理事は、前項の報告に基づき、必要と認められる場合は、当該役職員等に対して利益相反に関する改善勧告を行う。

(特に重要な契約)

第13条 利益相反に該当する可能性のある取引のうち、別途定める金額以上の入金又は出金を伴う契約を、「特に重要な契約」とする。

2 特に重要な契約について、委員会は、第14条の基準に照らして特に慎重に審議して判断を行うものとする。

(判断基準)

第14条 委員会は、役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合、これを許容できないものと判断する。

2 委員会は、次の各号に掲げる場合に、役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したものと判断する。

(1) 役職員等が本協会の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合

(2) 当該取引により、本協会の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合

(3) 役職員等が、本協会における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合

(理事の利益相反取引)

第15条 本規程の定めにかかわらず、理事は、原則として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項各号に定める取引を行ってはならない。ただし、本協会の理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

(異議申立て)

第16条 第12条第2項に規定する改善勧告を受けた役職員等は、当該改善勧告に不服がある場合は、代表理事に対して書面による異議申立てを行い、再審議を求めることができる。

2 代表理事は、前項の異議申立てに対し、必要と認めた場合は、委員会に対して再審査を求める。

3 代表理事は、前項の再審議の結果に基づき、異議申立てに対する処置を決定する。

(秘密の保持等)

第17条 委員及び委員会に出席を求められた者は、当該委員会の業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 自己申告書及びこれに関連する調査資料等は、事務局において管理・保管する。

3 委員会の審議については、議事録に、取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証拠の有無、内容、議論の経過、決議の理由、合理性等につき、可能な範囲で詳細に記載するように努めるものとする。

(事務)

第18条 利益相反マネジメントに関する事務は、関係各署の協力を得て、コンプライアンス委員会が行う。

(雑則)

第19条 本規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

2 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行日)

第20条 本規程は、令和3年7月20日から施行する。

年 月 日

利益相反に関する自己申告書

一般社団法人 日本ボッチャ協会 御中

申告者 \_\_\_\_\_

この度、貴協会が契約当事者となった下記契約について、利益相反規程第3条に該当致しますので、以下のとおり申告致します。

1 基本事項

|               |  |
|---------------|--|
| 取引の相手方の名称及び住所 |  |
| 契約の概要         |  |
| 対価の金額         |  |

2 利益相反規程第3条第3号の該当性

(1) 該当者（いずれかに○）

- ア 申告者本人
- イ 申告者の配偶者
- ウ 申告者の同居の親族
- エ 申告者が現在若しくは過去に所属したことがある会社若しくは団体

(2) (上記アないしウに○を付けた場合) 当該該当者の属性（いずれかに○）

- ア 取引の相手方
- イ 取引の相手方の役員(会社にあつては取締役又は執行役、その他の法人にあつては理事)
- ウ 取引の相手方の株式又は持分の20%以上を保有する者

### 3 利益相反該当性に関する事情

(1) 申告者の上記取引への関与の有無・程度

(2) 取引の公正性を示す証憑の有無その他取引に関する重要な事実